

## 綾瀬市火災予防違反処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び綾瀬市火災予防条例（昭和37年綾瀬町条例第9号。以下「条例」という。）に基づく火災の予防に関する違反（以下「違反」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反処理 警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知及び代執行又は略式の代執行によって、違反の是正又は火災危険（出火危険、延焼拡大危険又は火災に関する人命危険をいう。以下同じ。）の排除を図るための行政上の措置をいう。
- (2) 警告 違反事実又は火災危険が認められる事実について、防火対象物、危険物施設若しくは屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（法第5条に係るものにあつては、工事の請負人又は現場管理者を含む。以下「関係者」という。）に対し、当該違反の是正又は火災危険の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示をいう。
- (3) 命令 法の規定に基づき、強制的に関係者に違反の是正又は火災危険排除を促す意思表示をいう。
- (4) 特例認定の取消し 法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、同条第1項の規定による特例認定の効力を消滅させる意思表示をいう。
- (5) 許可の取消し 法第12条の2第1項の規定により、法第11条第1項の規定による許可の効力を消滅させる意思表示をいう。
- (6) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により、違反の事実を検察官又は司法警察員に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (7) 過料事件の通知 法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を怠った者を法第46条の5の規定により、過料に処されるべき者の住所地を所轄する地方裁判所へ通知することをいう。
- (8) 代執行 命令による代替的作為義務の履行がない場合に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、義務者の履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。

(9) 略式の代執行 法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定により、物件の除去等の措置をとることをいう。

(10) 名あて人 行政行為としての違反是正の相手方をいう。

(違反処理の主体)

第3条 違反処理は、消防長が主体となって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定による命令については、消防長以外の消防吏員（以下「消防吏員」という。）も行うことができる。

3 法第3章に規定する市長の権限に属するものの処理については、市長名で行うものとする。

(是正の推進)

第4条 消防長は、緊急の場合を除き、違反事項の是正について消防関係法令の趣旨をよく説明しあらゆる機会を活用し、積極的に是正の推進を図るとともに、指導した違反事項が是正されるまで、関係者に事情聴取、指導又は必要な措置を講じなければならない。

(違反処理上の基本的留意事項)

第5条 違反処理は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく、厳正かつ、公平に行うこと。

(2) 違反処理事務を行うに当たっては、関係者に対し、誠実に、沈着に、かつ、冷静に対処すること。

(3) 違反処理を行った事案については、適時、追跡確認を行い、その是正の促進に努めること。

(違反処理の基準)

第6条 違反処理は、別表第1又は別表第2に定める違反処理基準（以下これらを「違反処理基準」という。）により処理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、違反の事実が明白であり、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反事案の処理に当たる場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(違反の調査及び報告)

第7条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた消防長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査に当たらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（第1号様式又は第2号様式）により消防長に報告するものとする。

4 職員は、違反の調査に際し、関係者に対して質問を行った場合は、質問調書（第3号様式）を作成するものとする。

(警告)

第8条 消防長は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等をする前に関係者に対して警告書（第4号様式又は第5号様式）を交付するものとする。

2 消防長は、違反の事実が明白で、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を交付する時間がないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合において、事後、速やかに警告書を発行するものとする。

(事前手続)

第9条 消防長は、不利益処分をしようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び綾瀬市行政手続条例（平成11年綾瀬市条例第6号）の規定により、当該不利益処分の名あて人となるべき者について意見陳述のため聴聞又は弁明の機会を与えるものとする。

2 この要綱において、聴聞が必要な不利益処分は、別表第3に掲げるものとする。

3 この要綱において、弁明の機会の付与が必要な不利益処分は、別表第4に掲げるものとする。

(命令)

第10条 消防長は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（第6号様式又は第7号様式）を交付し、命令を行うものとする。

2 消防長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を交付する時間がないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合において、事後、速やかに命令書を発行するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が命令書（第8号様式）を交付し、命令を行うものとする。ただし、当該消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で命令書を発行する時間がないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合において、事後、速やかに命令書を発行するものとする。

(命令の解除)

第11条 消防長は、命令を行った事項が履行されたことにより当該命令の効力が失われた場合又は違反の一部が是正され、若しくは代替措置が講じられたことにより、命令の解除の申出があった場合若しくはその事実を知った場合で、その状況を確認し、命令の解除要件を満たすと認めたときは、命令解除通知書（第9号様式又は第10号様式）を関係者に交付し、命令を解除するものとする。

(公示)

第12条 消防長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第8条の2第5項若しくは第6項（法第36条第1項において準

用する場合を含む。以下同じ。）、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項若しくは第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項若しくは第2項、法第12条の3第1項、法第13条の2第4第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項若しくは第4項、法第16条の6第1項又は法第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は危険物施設及び当該防火対象物又は当該危険物施設のある場所へ標識（第11号様式又は第12号様式）を設置し次に定める場所にその旨を公示する。

(1) 綾瀬市公告式条例（昭和27年綾瀬町条例第10号）第2条第2項に定める場所

(2) 市のホームページ

(3) 消防本部予防課

2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間、その状態を維持するものとする。

（特例認定の取消し）

第13条 消防長は、法第8条の2の3第6項の規定による特例認定の取消しを行う場合は、特例認定取消書（第13号様式）を交付するものとする。

（許可の取消し）

第14条 許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 法第12条の2第1項の規定による使用停止命令に違反した場合

(2) 前号に規定する使用停止命令に従った場合であっても、使用停止を命じられた違反が是正されない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、違反内容が重大で、許可の取消しの必要があると認める場合

2 前項の規定により、許可の取消しの決定を行う場合は、許可取消書（第14号様式）を交付するものとする。

（告発）

第15条 消防長は、次の各号のいずれかに該当し、罰則をもって対応すべきと認める場合に告発を行うものとする。

(1) 違反内容が重大な場合

(2) 違反に起因する火災等が発生し、若しくは拡大し、又は死傷者が発生した場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、告発をもって措置すべき情状が認められる場合

（告発の手続）

第16条 告発は、違反の生じた場所を管轄する検察官又は司法警察員に対し、告発書（第15号様式）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付して行うものとする。

(1) 立入検査結果の通知書の写し

(2) 警告書及び命令書の写し

(3) 図面及び写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、違反事実及び情状の認定に必要な資料

(過料事件の通知)

第17条 消防長は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときは、過料事件の通知を行うものとする。

(過料事件の手続)

第18条 過料事件の通知は、届出を怠った者の住所地を所轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行う場合は、過料事件通知書（第16号様式）に次の各号に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料
- (2) 特例認定防火対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料
- (3) 過料に処せられるべき者の住所地を証する資料
- (4) 違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料

(代執行)

第19条 消防長は、第10条の規定による命令又は第15条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うものとする。

2 代執行に係る戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告書（第17号様式又は第18号様式）
- (2) 代執行令書（第19号様式又は第20号様式）
- (3) 代執行費用納付命令書（第21号様式）
- (4) 代執行執行責任者証（第22号様式）

3 消防長又はその他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示するものとする。

(略式の代執行)

第20条 消防長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

(警告書等の交付手続)

第21条 この要綱に定める警告書、命令書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行する場合は、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（第23号様式）に署名を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合その他必要がある場合は、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

(関係行政機関との連携)

第22条 消防長は、他法令違反（立入検査において指摘した消防の法令以外のその他の法令の防火に関する規定の違反をいう。以下同じ。）については、主管行政庁に通知し、是正の促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 消防長は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合に、他の関係官公署の事務に支障がないよう配慮しつつ、法第35条の10の規定による照会を行うなど、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 消防長は、違反処理につき関係機関から協力を求められた場合は、必要に応じ協力するものとする。

（違反処理結果の確認等）

第23条 消防長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理経過簿（第24号様式又は第25号様式）に記録しておくものとする。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際現に綾瀬市火災予防違反処理規程（昭和52年綾瀬町消防本部告示第2号）による違反処理については、この要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

違反処理基準 (防火対象物関係)

違反事項	適用要件	処 理 基 準			
		一次措置	二次措置	三次措置	
① 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備(法第3条)		
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末(法第3条)		
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第3条)		
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去(法第3条)		
② 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その1)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令(法第5条)	③の一次措置による(法第5条の2)
		2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	③の一次措置による(法第5条の2)

		3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令(法第5条)	③の一次措置による(法第5条の2)
		4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	改修、移転、除去その他の必要な措置命令(法第5条)	③の一次措置による(法第5条の2)
③	防火対象物における火災予防に危険な行為等(その2)	1 法第5条等の規定により必要な措置が命じられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第1号)		
		2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)		
			警告	使用禁止命令等(法第5条の2第1項第2号)	
④	防火対象物における火災予防に危険な行為等(その3)	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備(法第5条の3)	③の一次措置による(法第5条の2)

		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末(法第5条の3)	③の一次措置による(法第5条の2)			
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理(法第5条の3)	③の一次措置による(法第5条の2)			
		4 放置され、又はみだりに存置された物件(上記3の物件を除く。)	物件の整理又は除去(法第5条の3)	③の一次措置による(法第5条の2)			
⑤	防火管理関係違反(法第8条第1項違反)	1 防火管理者未選任	警告	選任命令(法第8条第3項)	③の一次措置による(法第5条の2)		
		2 防火管理業務不適正	消防計画未作成	警告	作成命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)	
			消防計画が不適正なもの	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)	
			消火、通報及び避難訓練未実施	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)	
			消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)	
			火気の使用又は取扱いに関する監督不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)
				指定場所における喫煙等の制限	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)
			避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)	

		劇場等の定員管理不適正	警告	適正執行命令(法第8条第4項)	③の一次措置による(法第5条の2)
⑥	統括防火管理関係違反(法第8条の2)	1 統括防火管理者未選任	警告	選任命令(法第8条の2第5項)	③の一次措置による(法第5条の2)
		2 統括防火管理業務不適正	警告	作成命令(法第8条の2第6項)	③の一次措置による(法第5条の2)
		全体についての消防計画が不適正	警告	適正執行命令(法第8条の2第6項)	③の一次措置による(法第5条の2)
⑦	防火対象物点検報告(法第8条の2の2及び法第8条の2の3)	防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)		
		防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の3第8項)		
		1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第8条の2の3第6項)		
		2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの			
		3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの			
⑧	自衛消防組織の設置に関する違反(法第8条の2の5)	自衛消防組織が未設置であるもの	警告	措置命令(法第8条の2の5第3項)	③の一次措置による(法第5条の2)
⑨	消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反(法第17条第1項又は第3項)	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	設置命令、改修命令又は維持命令(法第17条の4第1項又は第2項)	③の一次措置による(法第5条の2)

⑩	防災管理関係違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）	1 防災管理者未選任	警告	選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条第3項）		
		2 防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	作成命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	
			防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	
			避難訓練未実施	警告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）	
⑪	統括防災管理関係（法第36条第1項において準用する法第8条の2）	1 統括防災管理者未選任	警告	決定命令（法第36条第1項において準用する第8条の2第5項）		
		2 統括防災管理業務不適正	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	作成命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項）	
			防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項）	

⑫	防災管理点検報告（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2及び第8条の2の3）	防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項）		
		1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項）		
		2 法第5条第1項、法第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの			
		3 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの			
		防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項）		
⑬	防災管理点検報告（法第36条第5項において準用する法第8条の2の2）	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）		
		2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）		

別表第2（第6条関係）

違反処理基準（危険物施設関係）

違反事項	適用要件	処 理 基 準			
		一次措置	二次処置	三次措置	四次措置
1 危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの  製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）	告発（法第41条第1項第2号、法第45条第2号） 又は行政代執行（法第16条の6第2項）		
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害発生危険又は拡大危険があるとき。	警告	基準遵守命令（法第11条の5第1項又は第2項）	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）	告発（法第42条第1項第3号、法第43条第1項第1号、法第45条第3号）
	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	基準遵守命令（法第11条の5第1項又は第2項）	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）	告発（法第42条第1項第3号、法第43条第1項第1号、法第45条第3号）
3 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）	告発（法第42条第1項第1号の2、法第45条第3号）
4 製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）	告発（法第42条第1項第2号、3号、法第45条第3号）

5	製造所等の危険物の種類、数量変更の届出違反(法第11条の4第1項)	製造所等において、取扱う危険物の種類又は数量の届出を変更しないで使用しているとき	警告	告発(法第44条第6号)		
6	製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反(法第12条第1項)	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令(法第12条第2項)	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)	告発(法第42条第1項第3号、法第45条第3号)
		法第10条第4項の基準に適合しないもの(上欄の場合を除く。)	警告	使用停止命令(法第12条の2第1項第3号)	許可の取消し(法第12条の2第1項第3号)	告発(法第42条第1項第3号、法第45条第3号)
7	製造所等の緊急使用停止等(法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令(法第12条の3第1項)	告発(法第42条第1項第3号の2、法第45条第3号)		
8	製造所等の用途廃止の届出違反(法第12条の6)	製造所等の用途を廃止したにもかかわらず、届出がなされたないもの	警告	告発(法第44条第6号)		
9	製造所等における危険物保安監督者の未選任等(法第13条第1項、第2項及び第3項)	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが、必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	使用停止命令(法第12条の2第2項第3号)	告発(法第42条第1項第3号、第4号、法第45条第3号)	
		危険物保安監督者が選任されていないとき	警告	告発(法第44条第6号)		
		危険物取扱者の立会いなしに無資格による危険物の取扱がおこなわれているもの	警告	告発(法第42条第1項第5号)		

10	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者法令違反等(法第12条の7第1項、法第13条第1項)	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより、著しい公共危険を発生させたとき。	警告	解任命令(法第13条の24第1項)	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	告発(法第42条第1項第3号、第4号、法第45条第3号)
		危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	解任命令(法第13条の24)	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	告発(法第42条第1項第3号、第4号、法第45条第3号)
11	予防規程未作成等(法第14条の2)	予防規程を作成していないもの	警告	告発(法第42条第1項第6号、第4号、法第45条第3号)		
		予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	変更命令(法第14条の2第3項)	告発(法第42条第1項第6号、第4号、法第45条第3号)	
12	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査違反(法第14条の3第1項、第2項)	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	使用停止命令(法第12条の2第1項第4号)	許可の取消し(法第12条の2第1項第4号)	告発(法第42条第1項第3号、法第45条第3号)
		検査を拒み、妨げ、又は忌避したもの	警告	告発(法第44条第3号の2)		
13	製造所等の定期点検未実施等(法第14条の3の2)	定期点検を未実施のもの、又は実施したにもかかわらず、点検記録を作成、又は点検記録を保存しなかったもの	警告	使用停止命令(法第12条の2第1項第5号)	許可の取消し(法第12条の2第1項第5号)	告発(法第42条第1項第3号、法第44条第3号の3)
		虚偽の点検記録を作成したもの	警告	報告徴収命令(法第16条の5第1項)	告発(法第44条第1項第2号、第3号の3)	

14	危険物の運搬に関する基準違反(法第16条)	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告	告発(法第43条第1項第2号、法第45条第3号)		
15	移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗者での移送(法第16条の2第1項)	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告	告発(法第43条第1項第3号、法第45条第3号)		
16	移動タンク貯蔵所における危険物取扱者の免状不携帯(法第16条の2第3項)		警告	告発(法第44条第4号)		
17	製造所等における事故発生時の応急措置未実施(法第16条の3第1項)	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他の災害発生防止の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令(法第16条の3第3項又は第4項)	告発(法第42条第1項第6号の2、法第45条第3号)又は行政代執行(法第16条の3第5項)		
18	立入検査の拒否、妨害、忌避等(法第16条の5第1項)		警告	告発(法第44条第2号)		
19	資料の提出、報告徴収、危険物の収去等による措置(法第16条の5第1項)		警告	資料提出命令、報告徴収(法第16条の5第1項)	告発(法第44条第2号)	
20	少量危険物貯蔵取扱所の貯蔵又は取扱いの基準違反(法第9条の4又は条例第30条若しくは第31条)	みだらな火気の使用、危険物の漏れ、あふれ、飛散等があるもの	警告	除去命令又は使用停止命令(法第5条の2第1項又は第5条の3第1項)	告発(法第41条第1項第1号、法第45条第3号)又は行政代執行(法第5条の3第5項)	

		位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、火災が発生する危険が大きいもの	警告	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第5条の2第1項、第5条の3第1項）	告発（法第41条第1項第1号、法第45条第3号）又は行政代執行（法第5条の3第5項）	
21	指定可燃物貯蔵取扱所の貯蔵又は取扱いの基準違反（法第9条の4又は条例第33条若しくは第34条）	みだらな火気の使用、指定可燃物の漏れ、あふれ、飛散等があるもの	警告	除去命令又は使用停止命令（法第5の2第1項、第5条の3第1項）	告発（法第41条第1項第1号、法第45条第3号）又は行政代執行（法第5条の3第5項）	
		位置、構造、設備等が基準に適合していないもので、火災が発生する危険が大きいもの	警告	改修命令、除去命令又は使用停止命令（法第5条の2第1項、第5条の3第1項）	告発（法第41条第1項第1号、法第45条第3号）又は行政代執行（法第5条の3第5項）	

別表第3（第9条関係）

聴聞が必要な不利益処分

処 分 内 容	根 拠 条 項
特例認定の取消し	法第8条の2の3第6項
危険物施設の許可取消し	法第12条の2第1項
危険物保安統括管理者等解任命令	法第13条の2第4第1項

別表第4（第9条関係）

弁明の機会の付与が必要な不利益処分

処 分 内 容	根 拠 条 項
防火対象物の火災予防措置命令	法第5条第1項
防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令	法第5条の2第1項
防火対象物の火災の予防又は消防活動の障害除去等の命令	法第5条の3第1項
防火管理上行うべき業務についての措置命令	法第8条第4項、第8条の2第6項
危険物施設の使用停止命令	法第12条の2第1項及び第2項
危険物施設の所有者、管理者又は占有者が定めた予防規程の変更命令	法第14条の2第3項

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

綾瀬市消防長 殿

所 属

職 名

氏 名

違反調査報告書

（防火対象物関係）

違反者	住 所			
	氏 名		職業	
	生年月日			
対象物の状況	所在地			
	名 称			
	構造・規模		用途	
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・ 経過等)				
参考事項 (査察経過等)				

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

綾瀬市長 殿

所 属

職 名

氏 名

違反調査報告書

（危険物施設関係）

違反者	住 所			
	氏 名		職業	
	生年月日			
危険物施設 の状況	設置場所			
	許可年月日 許可番号			
	製造所等 の種類		貯蔵又は取扱 いの区分	
	類・品名			
	数量・倍数			
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・ 経過等)				
参考事項 (査察経過等)				

第3号様式（第7条関係）

質問調書						
質問実施日時	開始	年	月	日	時	分
	終了	年	月	日	時	分
所在地						
対 象 物						
名 称						
<p>上記の対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように 供述した。</p>						
被質問者住所						
氏 名						
生年月日		年	月	日	（ 歳）	
職業（職名）						
中 略						
年 月 日						
録取者						
氏名						
記録者						
氏名						

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

綾瀬市消防長 印

警 告 書

(防火対象物関係)

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記の防火対象物は、消防法第 条 項の規定による違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第 条 項の規定による命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

履行期限 年 月 日 時 分

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

綾瀬市長

印

警 告 書

（危険物施設関係）

- 1 設置場所
- 2 名 称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

上記の危険物施設は、消防法第 条 項の規定による違反と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法第 条 項の規定による命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該危険物施設に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

履行期限 年 月 日 時 分

住所  
氏名 様

綾瀬市消防長

印

命 令 書  
(防火対象物関係)

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

上記の防火対象物については、消防法第 条 項の規定による違反と認めるので、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 項の規定により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令理由

教示

(消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の場合)

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項以外の場合)

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

住所  
氏名 様

綾瀬市長 印

命 令 書  
(危険物施設関係)

- 1 設置場所
- 2 名 称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

上記の危険物施設については、消防法第 条 項の規定による違反と認めるので、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 項の規定により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令理由

教示

この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

氏名 様

綾瀬市消防本部  
(職・氏名)

命令書

1 命令事項

<input type="checkbox"/> 消防法第3条第1項		<input type="checkbox"/> 消防法第5条の3第1項	
第1号		第2号	第3号
<input type="checkbox"/> 火遊び <input type="checkbox"/> 喫煙 <input type="checkbox"/> たき火 <input type="checkbox"/> 火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為		<input type="checkbox"/> 残火 <input type="checkbox"/> 取灰 <input type="checkbox"/> 火粉	<input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された燃焼のおそれのある物件
<input type="checkbox"/> 禁止 <input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 制限 <input type="checkbox"/> 消火準備		<input type="checkbox"/> 始末	<input type="checkbox"/> 放置され、又はみだりに存置された物件 (第3号の物件を除く。)
<input type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> その他の処理		<input type="checkbox"/> 整理	<input type="checkbox"/> 除去
命令する措置			
名称	用途		
行為の場所又は物件の所在地			
履行期限	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> 年    月    日    時    分		

なお、この命令に従わない場合は、消防法第  の規定により処罰されることがある。

2 命令事由

- 火災の予防に危険であると認めること。
- 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めること。

教示

この命令に不服のある場合は、(この命令を受けた日の翌日から起算して30日・この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月)以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この命令については、(命令を受けた日の翌日から起算して30日・命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月)以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する(裁決を受けた日の翌日から起算して30日・裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月)以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 消防法第3条第1項命令の場合は、( ) 中の前半部分を抹消する。

注2 消防法第5条の3第1項命令の場合は、( ) 中の後半部分を抹消する。

第9号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

綾瀬市消防長 印

命令解除通知書  
(防火対象物関係)

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

上記の防火対象物について 年 月 日付け綾消予第 号をもって行った命令については下記の理由により解除したので消防法第 条第 項の規定により通知する。

記

解除の理由

第10号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

綾瀬市長 印

命令解除通知書  
(危険物施設関係)

- 1 設置場所
- 2 名称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

上記の危険物施設について 年 月 日付け綾消予第 号をもって行った命令については下記の理由により解除したので消防法第 条第 項の規定により通知する。

記

解除の理由

# 消防法による命令の公告

(防火対象物関係)

所在地

名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法第 条第 項の規定による違反と認められるので、消防法の規定により下記のとおり命じたものである。

記

命令事項

年 月 日

綾瀬市消防長

(注)

- この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき設置したものです。
- この標識を破損した者は、法律により罰せられることがあります。

(備考)

- この標識の大きさは、縦42センチメートル以上、横29センチメートル以上とすること。
- この標識の地色は白色、表題及び枠線は赤とすること。ただし、枠色にあっては、適宜変更することができる。

# 消防法による命令の公告

（危険物施設関係）

所在地

名称

命令を受けた者の氏名

この危険物施設は、消防法第 条第 項の規定による違反と認められるので、消防法の規定により下記のとおり命じたものである。

記

命令事項

年 月 日

綾瀬市長

（注）

- この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき設置したものです。
- この標識を破損した者は、法律により罰せられることがあります

（備考）

- この標識の大きさは、縦42センチメートル以上、横29センチメートル以上とすること。
- この標識の地色は白色、表題及び枠線は赤とすること。ただし、枠色にあっては、適宜変更することができる。

住所  
氏名 様

綾瀬市消防長 印

特例認定取消書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号（消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第6項第 号）の規定に基づき特例認定を取り消します。

記

- 1 防火対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日、番号
- 3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

住所  
氏名 様

綾瀬市長 印

許 可 取 消 書

あなたの する下記 は、消防法第 条第 項違反であるため、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消します。

記

- 1 設置場所
- 2 名 称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

綾瀬市長  
(綾瀬市消防長) 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
  - (1) 本 籍
  - (2) 住 所
  - (3) 職 業
  - (4) 氏 名 生年月日 年 月 日 ( 歳)
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見
- 7 参考事項

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

綾瀬市消防長 印

### 過料事件通知書

消防法第46条の5に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

- 1 違反者の氏名及び住所  
住 所  
氏 名
- 2 違反対象物の名称等及び管理権原者  
所在地  
名 称  
変更前の管理権原者
- 3 違反事実の要旨
- 4 該当法条
- 5 添付書類

住所  
氏名 様

綾瀬市消防長 印

戒 告 書  
(防火対象物関係)

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記の防火対象物については、消防法の規定に違反していると認めたので、消防法第 条 項の規定に基づき、年 月 日付 第 号をもって年 月 日までにすることを命じましたが、いまだに履行されていません。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行に生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

綾瀬市長 印

戒 告 書  
(危険物施設関係)

- 1 設置場所
- 2 名 称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

上記の危険物施設については、消防法の規定に違反していると認めたので、消防法第 条 項の規定に基づき、年 月 日付 第 号をもって年 月 日までに することを命じましたが、いまだに履行されていません。

よって、前記命令を年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行に生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

綾瀬市消防長

印

代 執 行 令 書  
(防火対象物関係)

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記の防火対象物については、年 月 日付 第 号をもって戒告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行に生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

- 1 代執行の期日
- 2 代執行執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

住所  
氏名

様

綾瀬市長

印

代執行令書  
(危険物施設関係)

- 1 設置場所
- 2 名称
- 3 許可年月日・許可番号
- 4 製造所等の種類
- 5 類・品目
- 6 数量・倍数

上記の防火対象物については、年 月 日付 第 号をもって戒告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行に生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

- 1 代執行の期日
- 2 代執行執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
- 4 代執行の内容

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

綾瀬市長  
(綾瀬市消防長) 印

代執行費用納付命令書

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納入通知書による
- 4 代執行 年 月 日施行

教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に綾瀬市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第22号様式（第19条関係）

代執行執行責任者証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

綾瀬市長  
(綾瀬市消防長)

印

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付第 号）記載の綾瀬市  
に存置する物件の除去

2 代執行をなすべき期日

年 月 日 時 分から

第23号様式（第21条関係）

年 月 日

綾瀬市消防長 へ

住所

氏名

受 領 書

年 月 日付け 第 号の は確かに受領しました。







